

京都市告示 第 84 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで、株式会社ニチイ学館を京都市公金収納受託者とし、京都市児童福祉センター及び京都市児童療育センターに係る公金徴収事務を委託します。

平成 17 年 4 月 1 日

京都市長 榎 本 頼 兼

(児童福祉センター総務課)